

質 疑 回 答 書

令和7(2025)年9月19日

プロポーザル参加者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

案 件 名 ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業

みよし市長 小 山 祐
(公 印 省 略)

番号	質 疑 事 項	回 答
1	不足分電力供給の仕様について 現在ご提示いただいた仕様書には、不足する電力の供給に関しての仕様書が見当たりません。不足分の電力供給に関する仕様書や条件等が別途存在するか、ご教示ください。	不足分電力の供給に関する仕様書や条件等は、定めておりません。 不足分電力の調達は、「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領 8 審査の手続 (1) 選考方法」に記載のとおり評価を行った上で、提案内容を鑑み改めて仕様書含め調達方法を検討いたします。 なお、現在、本市公共施設の電力調達（高圧電力）については、尾三地区自治体間連携事業として、毎年度公募型プロポーザル方式にて各団体で使用する高圧電力の調達を共同で行っておりますので、以下を御参照ください。 https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/soshiki/somu/soumu/2/1222.html
2	不足分電力供給の仕様について_契約期間 不足分電力供給の契約期間は25年になりますでしょうか。 その場合、契約単価については、年度ごとに見直しや更新が可能でしょうか。 それとも毎年度ごとに入札を実施する形となるのか、ご教示いただけますでしょうか。	「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領 2 業務の概要 (3) 事業期間」に記載している事業期間（最長で25年間）は、ため池を活用した再生可能エネルギー導入分となりますので、不足分電力の調達につきましては、25年の契約期間は想定しておりません。 現在の電力調達（高圧電力）は、毎年度公募型プロポーザル方式にて実施しておりますが、本事業実施に至った場合、不足分電力の調達は、提案内容を鑑み改めて仕様書含め調達方法を検討いたします。

3	不足分電力供給の仕様について_契約単価 不足分電力供給についても仕様書(3) 契約単価のエ、オが当てはまりますでしょうか。 エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとします。 オ 基本料金単価の設定は、行わないものとします。	「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業仕様書 1 事業内容 (3) 契約単価」に記載している内容は、ため池で発電した電力供給分となりますので不足分電力供給には該当しません。
4	不足分電力供給の仕様について_調整費について 不足分の電力供給に係る契約において、独自燃調の設定は認められますでしょうか。	燃料費調整単価の独自設定は、差し支えございません。ただし、独自設定を行う場合は、以下の点に御留意願います。 ・中部電力パワーグリッド株式会社の燃料費調整単価を超えない範囲で行うものとしてください。 ・独自設定を行う場合は、具体的な算定方法を記載してください。 ・燃料費調整単価は、電力量単価に包含せず提案してください。
5	不足分電力供給の仕様について_請求書について 各施設の電力料金の請求は電子データでよろしいでしょうか。	電子データでの請求可能です。
6	不足分電力供給のプランについて 再生可能エネルギー100%が必須条件となるのでしょうか。 市場連動型プランの提案は可能でしょうか。	不足分電力の調達につきましては、「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領 8 審査の手続 (1) 選考方法」に記載のとおり評価を行うこととしているため自由提案となります。そのため、再生可能エネルギー100%以外の電力プランや市場連動型プランの提案も可能です。ただし、「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画 P87」において、再生可能エネルギーの導入方針について記載しておりますので、以下を御参照ください。 https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/soshiki/keieikikaku/zerocarbon/11/7962.html
7	企画提案提出書類のうち2. 企画提案書は、プレゼンテーション時にプロジェクターで投影する事を想定し、A4版横向き印刷で作成しても良いか。	A4版横向きでの作成も差し支えございません。

8	企画提案提出書類のうち3．業務実施体制調書には、参加申し込みをおこなった企業の責任者・担当者以外に、水上太陽光フロートメーカーの担当者を記載することができるか。 理由：プレゼンテーションで専門的な説明を行うため。	「様式第7号 業務実施体制調書」に記入できる管理責任者及び担当者は、単独での応募の場合は当該事業者の社員とし、共同企業体での応募の場合は共同企業体を構成する構成員の社員とします。
9	様式第5号 業務実績調書には、協力会社（今回採用予定の水上太陽光フロートメーカー）の施工実績の記入でも宜しいでしょうか。	協力会社の施工実績の記入は不可です。 「様式第5号 業務実績調書」に記入できる業務実績は、「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領 4 参加資格要件」の表に記載しているとおり、単独での応募の場合は当該事業者の実績とし、共同企業体での応募の場合は申請代表者の実績とします。
10	様式第5号 業務実績調書に記載する同種業務実績はため池以外の行政施設でのPPA事業実績の記入でも宜しいでしょうか。	ため池以外の行政施設でのPPA事業実績の記入は不可です。 「様式第5号 業務実績調書」に記入できる業務実績は、「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領 4 参加資格要件」の表に記載しているとおり、「過去に本事業と類似したため池を活用した太陽光発電事業の実績を有し、少なくとも1箇所、1年以上運営している企業であること。」に該当する実績とします。
11	様式第5号 業務実績調書に記載する同種業務実績はため池を利用したFIT発電所の実績の記入でも宜しいでしょうか。	ため池を活用した太陽光発電事業であれば、差し支えありません。 ただし、「様式第5号 業務実績調書」に記入できる業務実績は、「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領 4 参加資格要件」の表に記載しているとおり、「過去に本事業と類似したため池を活用した太陽光発電事業の実績を有し、少なくとも1箇所、1年以上運営している企業であること。」に該当する実績とします。
12	ため池の各箇所（3カ所）の作業用駐車場の想定があればご教授ください。	想定しておりません。提案書に基づき評価及び検討を行います。

13	辞退においては、参加申込後、協定締結までの期間まで参加辞退書の提出が可能との認識で宜しかったでしょうか。協定締結後の辞退は、ペナルティが発生しますでしょうか。発生する場合どのようなペナルティとなるかご教授ください。	参加申込後から協定締結までの期間における辞退は可能です。 契約締結後の取扱いについては、「ため池を活用した再生可能エネルギー導入事業プロポーザル実施要領 13 その他 (3)」に記載のとおりです。
14	各池の区画境界線が不明なため、境界線をご教授願います。	参加申込書を受理後、参加資格要件を満たしていることが確認できた場合、必要に応じて区画境界線に準ずる資料を提供いたします。
15	「仕様書 P2 2 (3) 構造調査」において、貴市にて、3 カ所のため池に太陽光設備を設置しても問題ない構造であることを確認されていますでしょうか。確認されている場合、m²耐荷重をご教授ください。確認されていない場合、提案を行い優先交渉権取得後に、構造検討を行い提案時と仕様が変更になった場合は、PPA 単価含めご協議可能でしょうか。	太陽光発電設備の設置に対する耐荷重計算は行っておりません。 提案時において、「水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等の各種ガイドライン及び関連法令等を遵守した提案をお願いします。 なお、優先交渉権取得後の PPA 単価変更は、原則行いません。ただし、優先交渉権取得後に不可抗力等のやむを得ない事由が生じた場合は、協議いたします。
16	事業者決定後、電力会社へ接続検討を行った結果、バンク逆潮流が発生するなどして想定よりも工事負担金が増えた場合、提案した電力料金単価の見直しは可能でしょうか？	優先交渉権取得後の単価の見直しは、原則行いません。ただし、優先交渉権取得後に不可抗力等のやむを得ない事由が生じた場合は、協議いたします。